

金融システム自由化の流れに反する 公的金融のあり方を見直すために

生保労連の公的金融問題(簡保問題)に対する考え方

現在、日本郵政公社(以下、郵政公社)によって営まれている金融2事業の郵便貯金、簡易保険(以下、郵貯・簡保)は、過去の日本経済の成長過程で公的金融としての重要な役割を果たしてきたものの、今日的な日本の金融・経済構造に鑑みた場合、その役割は終えており、むしろ以下に挙げるような弊害が顕在化しています。

わたしたちは、簡保事業のあるべき姿として「廃止すべき」と考えています。

《簡保・郵貯事業による今日的な弊害

日本の金融・経済に歪みをもたらしている郵貯・簡保事業

【弊害1】

現在の長期資金需給は供給過多にあり、採算性のある事業に対する資金需要は基本的に民間金融で賄われています。一方で、家計分野から吸収した郵政公社の資金は、有

効な活用先がなく、結果として採算性の低い特殊法人等に資金が流れており、官による不採算事業の温床となっています。

【弊害2】

1996年の金融ビッグバン以降、民間金融が利用者の自己責任を問われる金融システムに移行する中、全額政府保証を有する郵貯・簡保の存在が、結果的に官業肥大化に拍

車をかけ、民間金融産業の健全な発展に悪影響を及ぼしています。

【弊害3】

適用法制、監督主体等が民間金融機関と異なることにより、民間金融機関では認められない取扱いが可能なビジネススキームがあります。また、郵政公社ではそのような取

扱いを民間金融機関との競合上の優位性として積極活用しており、結果的に金融取引のルールにも混乱・矛盾をもたらしています。

【弊害4】

郵政公社は、納税義務が民間企業に比較し大きく優遇されており、競合民間企業との競争条件上の問題に加え、本

来、納税すべき税収を政府が得られず、実質的に潜在的な国民負担となっています。

《わたしたちの基本的な考え方

「郵政民営化関連6法案」に沿った民営化は到底容認できません

わたしたちは、従来から、「簡保事業は廃止すべき。仮に廃止せず事業存続を行う場合には、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化を図るべき」と考えています。

される郵貯・簡保事業」に分けて検討すべき郵政事業を、一律に民営化ありきで進めてきた結果、民業圧迫懸念がより高まる法案内容になっています。(右記参照)

しかしながら、小泉内閣の構造改革の本丸と位置づけ、第162回通常国会にて上程審議された「郵政民営化関連6法案」は、「国民生活に不可欠である郵便事業」と「最早その役割を終えたと判断され、事業継続による弊害が懸念

公正な競争条件が確保できないまま「経営の自由度」を一方の旗頭にした「民営化」の強行は、準国営企業に既存民間金融機関が圧迫される懸念のある「改革」であり、到底容認できないと考えます。

「簡保事業のあるべき姿」について

創設趣旨を逸脱して肥大化した簡保事業は、上記のような弊害が顕在化しているだけに「廃止すべき」と考えています。

民営化(郵政公社または、その一部が民間事業会社の立場で新たに生保事業を営むこと)については、生保事業へ

の参入は本来自由であることから、現在の郵政公社を分離し完全に民間と同様の条件を整備した上で参入することを否定はしないものの、政府は金融市場の状況を十分踏まえ検討すべきであり、無責任に市場を混乱させるべきではないと考えます。

《わたしたちの提言

Our Proposal

簡保事業の「完全廃止」を確実な手順で実行すべく、加入限度額を抑制する等、規模の縮小を即時実施し、将来的な国民負担・民業圧迫の抑制をはかるべき

簡保事業の廃止に向けては、現状、国家財政が国債に依存し、郵貯・簡保資金が国債の安定購入資金となっていることに鑑みると、「即時廃止」は国債暴落を招き、国家財政、世界経済に多大な影響を及ぼすことが予想されるだけに、現実的には取り得ない選択肢であると考えています。

一方で、現状放置は、財政投融资での資金運用部への預託義務が収束し運用の選択肢が狭隘化する現状下では、政府保証のある郵貯・簡保への資金流入が継続することになり、民業圧迫の弊害に加え、将来的に多額の逆ザヤ(=国民負担)を発生させる懸念もあります。

こうした認識から、簡保事業を確実な手段で実行するためには、まずは、新規加入を抑制し簡保の規模縮小を図るとともに、一定期間の中で国家財政の健全化に取組み、郵貯・簡保マネーに依存しない国債消化方策の策定・整備を行った上で、可能な限り速やかに完全廃止を行うべきと考えます。とりわけ、喫緊の重要課題は、新規流入の郵貯・簡保マネーを国債消化に最低限必要なボリュームに抑制することであり、加入限度額の引下げ等の対応は、将来的な国民負担発生抑制の為に即時に実現すべきと考えています。

第162回通常国会で審議された「郵政民営化関連6法案」に沿った民営化では、不十分な民営化となり民業圧迫につながる恐れがあるだけに廃案を求めます

「郵政民営化関連6法案」は、郵便局ネットワークを「官」「民」いずれの存在なのかを明確化せず、結果的に政治的な妥協を重ねてきたことにより、「郵便制度の安定的持続」「準国営企業による民間企業の圧迫」双方に大きな

不安材料(問題)を残す内容になっています。

以下の問題点を抱えながら、業務の自由度を高めることは、却って、現在抱える民間金融機関との競争条件の不整合を拡大し、民業圧迫を拡大するだけに反対しています。

今後発行する国債消化の方策が明確化されておらず、国債市場への影響が懸念される。又、実質的に引受責任を新会社に課することが想定されるが、その場合には準公的金融になり、民営化(既存業務の廃止)の本質的な解決にならない。

継承法人に移管された旧資産から新会社への資金援助が行われる。

旧資産の顧客情報が新会社の営業に流用されないことが担保されていない。

厳格な3事業分離を断念し、政府が1/3以上の株式を保有する持ち株会社(もしくはその傘下企業)が、金融2社(郵便保険会社、郵便貯金銀行)の株式保有を継続することとなっているが、金融2社が政府が株主責任を負う企業となることにより、暗黙の政府保証がより明確な形で担保されており、民間企業との競争条件に著しく悪

影響を及ぼす。

郵便保険会社(生保)、郵便貯金銀行(銀行)の業務が、政府関与が前提となる「郵便局会社」を核に設計されており、実質的な国営事業が各社一体で継続されることになっている。結果、郵便保険会社、郵便貯金銀行は、公的資金により維持される営業網を実質的に専有し、価格競争力等の優位な競争条件を有する金融機関となる。

また、実質的に公的な性格を有す郵便局での保険販売は、営業職員・既存代理店の業務を著しく圧迫することになり、局長等への公的付与資格とあいまって、利用者側に国営の事業継続と認識させることにより、重大な民業圧迫となる。

尚、一部で指摘される、金融ユニバーサルサービスは、民間事業で既に殆どが担保されており、仮に何らかの対応が必要だとしても、公的資金による企業誘致等で対応可能であり、その為に現在の規模・制度を存置させる必要はない。